

○財務省告示第十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に

の法律及びその条項 関する法律（平成二十四年法律

第三百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法

三 振替法の適用 律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に入札が行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に入札が行われる入札

六										五																														
イ					ハ					ロ					イ																									
発										方募																														
入札発競争	価格競争額	入札発競争	・別第II加場者	債市及び特	行及	争入札発競争	非価格第I加場者	特・別第I加場	国債市	札発競争入	非競争入	入札発競争	価格競争	法入	入札発競争	決定の																								
図	財	政	運	営	必	要	財	源	確	保	を	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で									
る	た	め	の	公	債	の	発	行	の	特	例	に	み	の	応	募	額	を	割	り	申	入	札	発	行	「	と	い	う	。	争	入	札	発	行	「	と	い	う	。
た	め	の	公	債	の	発	行	の	特	例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で									
め	の	公	債	の	発	行	の	特	例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で										
の	公	債	の	発	行	の	特	例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で											
の	公	債	の	発	行	の	特	例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で											
特	例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で																		
例	に	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で																			
保	を	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で																			
を	込	募	各	割	各	当	も	各	争	市	る	参	て	し	び	価	一	を	場	で																				



十三二
一十
九八
二

初利入価・別債行争非者特国札非入価發
振額最

期札格第参市及入価・別債發競札格行行
替
低行争非者特国

利發競II加場び札格第参市行、入行争価
單位
額額面金

子率行争非者特国發競I加場

札格第参市
二

<p>た期平年 金と成〇 額し二・ を、十七 支次の年一 払の算六セ う式月にト °によ十 だり日 し算を 、支出支 支し払</p>	<p>十 二 錢 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七</p>	<p>十 二 額 上 の そ れ ぞ き の 応 募 価 格</p>	<p>十 二 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七</p>	<p>平 成 十 四 年 十 二 月 二十日</p> <p>す る 。整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と</p>	<p>の 記 載 又 は 記 録 は よ る 最 低 額 の 金</p> <p>振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口座 簿</p>	<p>五 万 円</p>	<p>円 三 千 四 百 六 億 四 千 三 百 五十 二 万</p>
--	--	--	--	--	--	----------------------	---

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の第二期利子
平成二十四年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成三十四年十二月二十日	る利子を払う。	いて、その日以前六月間に属す

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。  

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$